

平成 2 9 年

オリンピック・パラリンピック
推進特別委員会会議録

と き 平成 2 9 年 1 2 月 1 日

品 川 区 議 会

平成29年 オリンピック・パラリンピック推進特別委員会

日 時 平成29年12月 1 日（金） 午前10時00分～午後 2 時52分
場 所 品川区議会 議会棟 6 階 第 1 委員会室

出席委員	委員長 木村 けんご 君	副委員長 鈴木 真澄 君
	委員 伊藤 昌宏 君	委員 本多 健信 君
	委員 石田 秀男 君	委員 たけうち 忍 君
	委員 つる 伸一郎 君	委員 新妻 さえ子 君
	委員 中塚 亮 君	委員 のだて 稔史 君
	委員 いながわ 貴之 君	委員 藤原 正則 君
	委員 吉田 ゆみこ 君	

出席説明員	中山 企画 部長	柏原参事（企画調整課長事務取扱）
	安藤文化スポーツ振興部長	鈴木文化観光課長
	池田スポーツ推進課長	小川オリンピック・パラリンピック準備課長
	熊谷指導課長	

○午前10時00分開会

○木村委員長

ただいまから、オリンピック・パラリンピック推進特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、視察、報告事項およびその他を予定しています。

なお、本日の特定事件調査、視察の調査項目に関連することから、指導課長にご同席していただいております。校長連絡会のため、一時退席いたします。また、中山企画部長、柏原参事につきましても、午後より退席いたします。あらかじめご了承ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

1 特定事件調査

- (1) オリンピック・パラリンピック教育に関すること
- (2) オリンピック・パラリンピックの推進に関すること

○木村委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

本日の調査事項について、ご案内いたします。

本日は、オリンピック・パラリンピック教育に関することのうち、区内開催競技等体験教室に関連して、豊葉の杜学園でブラインドサッカー競技体験教室、また、オリンピック・パラリンピックの推進に関することのうち、区民のスポーツ振興に関連して、ホッケー競技体験等についてをそれぞれ視察いたします。

2 視察

○木村委員長

それでは、予定表2の視察を議題に供します。

本日のスケジュールでございますが、午前中にブラインドサッカー競技体験教室を視察し、その後、一度庁舎に戻り、午後よりホッケー競技体験等についての視察を行います。

つきましては、午後の出発時間を1時15分とし、午前と同じ場所から視察先にまいりますので、お集まりいただく時間について、ご留意いただければと思います。

また、ホッケー競技体験等につきましては、本日の視察の様子を区ホームページに掲載する予定でありますことから、あわせてご連絡させていただきます。

それでは、理事者より、視察先に関して概要説明をお願いいたします。

○熊谷指導課長

本日ご覧いただく豊葉の杜学園でございますけれども、本区の応援競技、ブラインドサッカー競技体験教室を7年生が行いますので、それをご覧いただこうと思っています。

豊葉の杜学園ですが、去る7月13日にご覧いただいた京陽小学校と同様、東京都教育委員会のオリンピック・パラリンピック教育アワード校となっております。

本日ですけれども、講師として日本ブラインドサッカー協会の小島雄登様、そして選手として寺西一様、愛称ハジということですがけれども、いらしていただいて、お二方から子どもたちへ指導を行うこととなっております。

対象生徒は7年2組35名でございます。

大まかな流れでございますけれども、選手から自己紹介、ブラインドサッカーの説明会があった後、2人組で生徒が体操を行います。その後、アイマスクをつけて、ペアとなっておりますので、相手方の声を頼りに歩く活動、また、ボールを蹴る練習を行います。そして最後にボールにボールを当てるゲームを行っていきます。

こうしたことを通して、障害者理解を深めるためのオリンピック・パラリンピック学習、そして契機としていきたいと考えております。

なお、後ほどご覧いただきたいと思うのですけれども、本校のオリンピック・パラリンピックコーナー、非常に充実しております。京陽小学校とまた工夫が異なっておりまして、それぞれの学校の特徴が出ているかと思えます。どうぞご覧いただければと思います。

また、今日、横断幕が張られております。豊葉の杜学園の特徴ですけれども、「磨け！輝け！豊葉っ子」、これがオリンピック・パラリンピックアワード校、いわゆる「ようい、ドン！スクール」の豊葉の杜学園のスローガンとなっておりますので、ご覧いただければと思います。

○小川オリンピック・パラリンピック準備課長

私から、午後の視察についてご説明をいたします。

午後は、東品川文化センターにおいて、委員の皆様にはホッケー競技をご体験いただきます。

講師ですが、日ごろ、品川区がホッケー教室をお願いしています東京ホッケー協会から2名の講師が来られる予定です。そのうちお一人は、大会組織委員会にホッケー競技のスポーツマネージャーとして派遣されている方でございます。

まず、文化センターの視聴覚室において講師からホッケー競技について簡単にレクチャーをいただいた後に、スポーツ室において実際にスティックを持ってホッケー競技をご体験いただく予定でございます。

○木村委員長

説明が終わりました。

ご不明な点がございましたら、現地にて質問いただければと思っています。

3 報告事項

各競技強化選手等の施設使用料の免除について

○木村委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

各競技強化選手等の施設使用料の免除についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○池田スポーツ推進課長

私より、各競技強化選手等の施設使用料の免除について、ご報告いたします。

こちらの目的でございます。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会各競技の強化選手等に指定された区民に個人で練習する場を提供し、区民が当該選手のトップレベルの迫力あるプレーと高度な技術を体感することで、競技力の向上、そして区民のスポーツ振興を図ることと、同大会の機運を醸成するものでございます。

内容といたしましては、当該強化選手等が区立体育館、そして公園運動施設を個人利用する場合につ

きまして、使用料を免除するものでございます。

対象といたしましては、区民を対象とさせていただきます、(1)から(3)にございますように、各競技の全国組織における同大会に向けた強化選手であること、それと全国組織が存在しない場合には、それに該当する選手であること、もう1つは東京アスリート認定選手という3つの項目になってございます。

対象施設でございます。対象の施設となっているのは、区立体育館および公園運動施設で個人利用可能な施設ということにさせていただきます。

免除期間でございますけれども、当該選手が強化選手に指定されている期間とさせていただきます。

根拠でございます。公園につきましては、品川区立公園条例施行規則第12条第1項第8号に基づきまして行います。体育館につきましては、指定管理事業の個人利用時間を対象として行うものでございます。

○木村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言を願います。

○いながわ委員

ありがとうございます。2点ほどお伺いしたいのが、まず、ここに書かれているのが対象者についてです。実際、事前にいろいろお調べされていると思うのですが、在住・在勤・在学というところなのですが、個人という位置づけでいけば、何人ぐらい対象者がいらっしゃるのかということ。

あと、私はこういった施設料の免除は、やはりアスリートの育成の一端を担うということで、大変ありがたいことでもあると思っておりますので、積極的にやっていただきたいという思いがあります。

今回、こうした免除について、ただここで議論して、条例上、定めていだけなのか、または該当する方にご案内をするのか、それとも組織・団体に対して、品川区はこういう取り組みをしているので、どんどん積極的に使用してくださいよという案内をするのか、どういう形で広報をしていくのか、逆にしないのか区の考えをお知らせください。あわせて根拠のところ「個人利用時間を対象とする」ということで書かれているので、ほかと干渉はしないと思うのですが、一般の区民との時間の枠というか、一般の区民が予約しづらくなってしまふのかなと危惧しているのですけれども、その辺、いかがお考えかということをお聞かせください。

○池田スポーツ推進課長

ただいまの対象者の人数でございますけれども、「3.対象者」の(3)にあります東京アスリート認定選手でございます。こちらでは、品川区ゆかりの選手につきまして、現在10人の該当者がございます。また、そのほかに、先日、八潮北公園にスケートボード場がオープンいたしましたけれども、その際にスケートボード協会の候補選手ということで品川区には現在1名いると捉えているところでございます。

この後のPR方法でございますけれども、本日の委員会終了後に、第1号の贈呈式というようなことをやって、広くPRをさせていただきますが、まずはご本人の申請によるものが1つです。もう1つは各連盟にこういった競技があるということ、PRしていきたいと考えているところでございます。

それから、この使用料の免除があることにより、区民のスポーツについての影響があるかどうかということでございますけれども、私どもでは、個人利用する場合ということで、まず公園施設ではスケートボード場、そして体育館につきましては体育館のフリー利用というものをやってございます。フリー

利用の内容としましては、バスケットボール、バレーボール、卓球等の競技がございます。そちらのフリー利用の教室に来ていただいて、区民の皆様に練習している姿を見てもらって、技術を見てもらうということと、それからこんな選手になりたいということで意識の高揚を図るということでございますので、特に区民の方に影響を与えるということはなく、逆に区民の方と一緒にできれば、区民のスポーツレベルがさらに向上するのではないかと考えているところでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。対象者の東京アスリート認定選手は、多分ホームページにも出ていて、アスリート10名ということで、スケートボードの選手が1人ということなのですが、これはあくまでも東京アスリート認定選手です。つまり、(1)の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の全国組織における各競技の強化選手というところではまだ把握をされていないので、対象選手がもっと増える可能性もあるという理解でよろしいのかどうかということ。

あと、個人の選手というのは集中して練習を行う、もちろん区民の方々がそういったオリンピック・パラリンピックに出ようとしている強化選手の練習を見ることによって、自分の技術も磨いていくというのは当然必要なことであり、すごくありがたいことなのですが、逆に言えば、強化選手からみて、やはり集中力を欠くという部分では、あまりそういうことは好ましくないという選手もあろうかと思えます。その辺、やはりギャラリーなしで1人で集中して練習をしたいというのですか、そういう方も当然いらっしゃると思うのですが、そういう選手は、逆に言えば、こういう場所では練習をしないで別の場所でやってくださいという認識でいいのかどうかというのを教えてください。

○池田スポーツ推進課長

今の委員のご意見でございますけれども、通常、指定選手になりますと、強化指定のスポーツセンターがございますので、そちらを利用されることが多いかと思われま。実際にそういったことでアスリートだけで集まり練習をしてございますけれども、ただ、個人で、例えば病気、負傷とかで少しずつやりたいなというようなときに、身近な場所で練習をしていただき、リハビリが終わった段階でまたアスリートたちと一緒にやるというようなことも想定してございます。特にうまい選手だからとか、そういうことではなく、身近な場所で上質なスポーツを区民の方に提供することによって、区民が憧れ、そして機運を醸成させていきたいという考えから、今回、使用料の免除をさせていただくことになりました。

○いながわ委員

あともう1点、強化選手の人数の把握についてお願いします。

○池田スポーツ推進課長

失礼いたしました。答弁漏れがございました。

確かに対象につきましては、増える可能性はあると思います。増える可能性がありますので、人数制限をするということは特に考えておりません。先ほど申し上げましたように、基本的には個人練習を主に想定されまして、個人のリハビリ等で使われる、もしくは身近なところで少し練習したいと思っただいて、やっていただくということを考えておりますので、対象者は確かに増えるかとは思いますが、ぜひ体育館をアスリートの方に利用していただきたいと考えているところでございます。

○木村委員長

ほかに何かございますか。

○たけうち委員

個人利用ということなのですからけれども、先ほどもあったとおり、体育館で、例えば卓球など、そういう方がいたときに、特に球技ですが、練習は1人でなかなかできないような場合に、2人ぐらいでやるということも、個人利用という考え方でいいのでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

あくまでもこちらの利用につきましては個人ということでございますので、「3. 対象者」に記載されている、指定選手に選ばれた方、東京アスリート選手などが無料ということでございます。

○たけうち委員

そうすると、10人の該当者の中にいるかどうかかわからないのですけれども、例えば野球、東京2020大会はあれですけれども、キャッチボールをやりたいとかといったときに、1人ではできないわけで、卓球も相手がいなくてできないのだけれども、そうすると、その選手だけは無料で、パートナーは有料だったら一緒にできるということなのですか。それとも、そういう人は走ったりとか運動したりとか、そういうことしかできない、球技はできないということなのでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

公園施設で個人利用する場合の個人利用でございますが、こちらの内容につきましては、私どもで今やっているところで、まず公園施設9つフリー利用で個人が利用できる場所と申しますと、現状はスケートボード場と弓道場の2カ所で、体育館での個人利用につきましては、フリー利用でやっている教室ということでございまして、野球という種目は今回はないのですけれども、あくまでもフリー教室でやっていますバドミントン、バスケットボール、バレーボール、柔道、剣道といったような種目を考えているところでございます。こちらは練習をしてもらうということで、選手はもちろんですけれども、区民の方と一緒に練習をしていただくことを私どもは理想としているところでございます。

○木村委員長

ほかございますか。

○中塚委員

私もそのところが疑問に思ったところで、選手には、例えばコーチ、また、マネージャーみたいのがいたり、チームの中で対戦して練習するというところもあるのですけれども、指定された1人のみが免除で、一緒にいる人は有料になるということでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

今のご質問でございますけれども、そのとおりでございまして、あくまでも免除となるのは、まず登録申請をしていただきまして、登録をしていただき、使用料減額免除申請書で減免の申請をしていただいた後に免除という形をとらせていただきますので、アスリート本人が免除という形をとらせていただきます。

○中塚委員

そうなりますと、利用料の取り方は私も不勉強で申しわけないのですけれども、部屋だったりスペースと利用時間で決まっていると思うのですね。カラオケ屋みたいに3人だと幾らとか4人だと幾らとか、そういう料金設定ではないように思っているのですけれども、そのアスリート本人は無料で、一緒にいる人が有料となると、どういう料金体系になるのかがちょっとわからないので、教えてください。

それと、根拠ですけれども、この免除規定というのは、規則の変更なのか、内規の変更だけなのか、それとも今後、条例改正などの手続が出てくるのか、そこについてもご説明いただきたいです。

○池田スポーツ推進課長

私の説明が不足しているかと思います。大変申しわけございません。

区立総合体育館では、体育館の部屋貸しということで区民の皆様にご利用していただくものが1つございます。また、もう1つとしまして、教室、講習会ということで、広く区民の方を募って部屋を利用する場合がございます。

今回は、フリー利用教室というのがございまして、こちらは区民の方が登録をしていただければ、1回200円という料金で、その時間の中で2時間程度ご利用が可能という枠でございまして、その枠をアスリートの方に無料で開放するというでございまして、特に貸し切りでのご利用を考えているわけではございません。それで区民の方のスポーツに影響があるかというところでは、特段、影響はないのではないかと。逆に、より上質なプレーが見られることで、むしろよい効果があるということで、免除をさせていただくこととなります。

もう1つ、根拠規定でございますけれども、こちらは特段、変える必要がなく、現在も高齢者団体、障害者団体の方が部屋を貸し切りで利用するような場合、もしくは弓道場を個人で利用する場合には減免の申請書を出していただいて、無料にしているものがございますので、今回のものについても同様に行いますので、特段、規則等の変更はございません。

○木村委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

1点だけ。今、東京アスリート認定選手は10名いらっしゃり、そしてプラス1名だと答弁がありました。このフリー利用の中で、アスリートの選手に参加していただいて、施設使用料は免除だと。こういう制度ができたならできたで構わないのですけれども、どこかで早いうちにデータをとっていただきたいなと思います。

こういう支援の仕方だと、利用する方は11人だよな、ほんとうに少ないのではないかなと思います。

先ほど言ったように、10人の方の競技はわからないけれども、スケートボードは1人いらっしゃるというから、スケートボードなんかは可能性が少しあるのかなと思うけれども、ほかの10人の方が利用するというと、せっかく来られている方が10人いるわけで、それは別に北区の王子へ行っていたとしてもいいのだけれども、品川区でこういうことをやるのだったら、東京2020大会はもう決まっているので、やはり半年ぐらいでデータをとっていただいて、ではもう1段、違う方向をしようとか、ここは早目に対応していただきたい。こういうのをつくりましたよというだけでは結構乱暴な気がしてならないので、ただやりましたで終わらず、早目に調査し、早目に見直して、もっと支援してあげるといふならもっと支援してあげようお願いします。

地方なんかでよく聞くと、今、この10人なり11人なりのこういう強化選手に対して、遠征費まで出してあげるとか、そういう支援をしている自治体も結構あると聞いています。

そういうことも今後してあげるのか、ただ何百円の使用料を免除してあげるというのでは、あまりに政策としては、やったよという感が強過ぎてしまって、見直しをするなら見直しをするところを早目にさせていただきたいと思うので、それだけお願いしておきます。

○木村委員長

ほかにございますか。

○いながわ委員

すぐ終わります。先ほど課長の答弁の中で、剣道という話があったのですが、もともとこの免

除に関しては、オリンピック・パラリンピックに出る強化選手という考え方でいいのかどうか。であるならば、ご答弁の剣道というのは、多分これから先、おそらくオリンピック種目にはならないであろうとされている武道なので、剣道が入っているのがちょっと引かなかったのが、あくまでもオリンピック・パラリンピック競技大会の強化選手という前提でこの事業をやるのかということが1点。

あと、すいません、意地悪な質問になってしまうかもしれないのですが、そもそもアスリート認定制度で認定されたところというのは、品川区が幾ら免除されても、なかなか練習しづらい種目というのですか、ビーチバレー、レスリング、卓球、バドミントン、ライフル、水泳です。水泳では個人練習があるかもしれないのですが、その辺、ほんとうに簡単でいいです、時間がないので、簡単にご答弁いただければと思います。

○池田スポーツ推進課長

強化選手につきましては、オリンピック・パラリンピック競技種目の選手ということで今回限定させていただいております。

ただ、フリー教室の利用につきましては、例えばほかの競技の方が剣道で体幹を養うというようなこともございますので、そういったことでの異種というのですか、そういったもので利用されることについては、フリー利用の免除対象と考えているところでございます。

そういった意味で、東京アスリート認定選手のところでも、確かに種目としては厳しいところがございますけれども、異種のトレーニングということでやっていただくということでのフリー利用の免除ということで考えているところでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。

○木村委員長

以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

(2) その他

○木村委員長

次に、予定表4のその他を議題に供します。

まずは、(1)の議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。

本件につきまして、お手元の申し出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長

では、この案のとおり、申し出をいたします。

次に、(2)のその他ですが、何かございますか。

○小川オリンピック・パラリンピック準備課長

本日、お手元にチラシをお配りさせていただきましたが、来年1月26日金曜日午後6時半より、スクエア荏原において、パラリンピック啓発講演会を開催いたします。本講演会は今年度で4回目の開催となります。今回は、リオ大会のパラリンピック閉会式におきましてパフォーマンスを披露いたしました義足のダンサー、大前光市氏のほか、4名のダンサーをお招きいたしまして、トークセッションとダ

ンスを予定しています。

広報しながわの12月11日号に募集記事を掲載いたします。また、本日より、統合ポスターに記事が掲載され、受付は本日から開始しています。

委員の皆様には既に11月7日付でご案内を差し上げているところでございます。お時間がございましたら、足を運んでいただければと思います。

なお、もしご来場いただける場合は、お席の確保の関係で、事前に私までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

○木村委員長

本件につきまして、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長

ほかにそれぞれ何かございますか。

ないようでしたら、正副より1点ご案内申し上げます。

前回の委員会を含め、皆様より種々ご意見をいただきました東京都宛ての要望書につきまして、正副委員長にて内容を調製させていただきました案文を、11月22日の議会運営委員会にて承認いただき、その後、11月30日に東京都オリンピック・パラリンピック準備局長宛てに提出させていただきました。

案文の調製および提出に当たり、委員・理事者の皆様に多大なご協力をいただきましたことを、この場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

2 視察

○木村委員長

それでは改めまして視察にまいります。

委員および視察に同行される理事者は、第3庁舎2階にマイクロバスを用意しておりますので、お集まりください。直ちに放送にてご案内いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前10時26分休憩

〔 視察場所：①豊葉の杜学園（ブラインドサッカー競技体験教室）
②東品川文化センター（ホッケー競技について「体験等」） 〕

○午後2時52分再開

〔車中にて再開後、閉会を宣する〕

○午後2時52分閉会